

意見等募集の結果について

案 件	茨木市市民会館跡地エリア第二期整備基本計画
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページ・ 企画財政部市民会館跡地活用推進課（市役所本館 3 階）・ 情報ルーム（市役所南館 1 階）
意見募集期間	令和 4 年 5 月 23 日から令和 4 年 6 月 22 日まで
意見提出件数	9 人 15 件
意見募集時 公表資料	茨木市市民会館跡地エリア第二期整備基本計画（案）
結果公表日	令和 4 年 7 月 22 日
担 当 課	企画財政部 市民会館跡地活用推進課 活用整備係 電 話：072-655-2757 F A X：072-623-3025 Eメール： atochi@city.ibaraki.lg.jp

提出された意見に対する市の考え方及び茨木市市民会館跡地エリア第二期整備基本計画(案)への反映内容一覧

連番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1	4	第1章 事業概要等の整理 1 市民会館跡地エリア整備事業概要	市民会館跡地エリア敷地内の道路について、名称と愛称どちらを表示するか、揃えたほうがいいのか。	「正式名称(愛称)」の記載に統一いたします。
2	4	第1章 事業概要等の整理 1 市民会館跡地エリア整備事業概要	市民会館跡地エリア敷地内の道路について、高橋交差点の南北で道路愛称が違うが、どちらも表記したほうがいいのか。	
3	4	第1章 事業概要等の整理 1 市民会館跡地エリア整備事業概要	他にも愛称のある道路は記載してはどうか。	
4	7	第1章 事業概要等の整理 1 市民会館跡地エリア整備事業概要	上位・関連計画に子どもの読書活動推進計画も入れてほしい。	7ページは、第二期整備基本計画の検討における「主な上位・関連計画」を記載したものであることから、2行目と上段表のタイトルは「市民会館跡地エリア整備事業」を「第二期整備基本計画」に改めます。 なお、「第3次茨木市子ども読書活動推進計画」については、第一期整備である「おにクル」を構成する主要な施設機能であり、第二期整備における「主な上位・関連計画」とまではいえないと判断しております。
5	7	第1章 事業概要等の整理 1 市民会館跡地エリア整備事業概要	上位・関連計画に「第3次茨木市子ども読書活動推進計画」「茨木市次世代育成支援行動計画(第四期)」などの記載も必要かどうか、検討してほしい。	7ページは、第二期整備基本計画の検討における「主な上位・関連計画」を記載したものであることから、2行目と上段表のタイトルは「市民会館跡地エリア整備事業」を「第二期整備基本計画」に改めます。 なお、「第3次茨木市子ども読書活動推進計画」「茨木市次世代育成支援行動計画(第四期)」については、第一期整備である「おにクル」を構成する主要な施設機能であり、第二期整備における「主な上位・関連計画」とまではいえないと判断しております。
6	7	第1章 事業概要等の整理 1 市民会館跡地エリア整備事業概要	上位・関連計画に記載している「立地適正化計画」は「茨木市立地適正化計画」が正式な名称である。	「立地適正化計画」を「茨木市立地適正化計画」に修正いたします。
7	10	第1章 事業概要等の整理 2 敷地条件・法制度等の整理	「都市計画公園」と「都市公園」の文言の使い方について、整理したほうが良いのではないか。	「都市計画公園」と記載されている箇所を「都市公園」の記載に統一いたします。
8	11	第1章 事業概要等の整理 2 敷地条件・法制度等の整理	中央公園は住区基幹公園(近隣公園)であることから、「都市公園の効用を全うするために設けられる都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条に示される施設(下表のとおり)を指し、該当しないものは、原則、設置することはできません。」に「中央公園は近隣公園であり、地域住民利用を考慮した施設の整備検討が必要である。」を追記してはどうか。	11ページでは、都市公園法における建築的制約について整理したものであることから、ここでの記載は原案のとおりとします。なお、今後の具体的な検討、整備においては、近隣公園としての位置づけも踏まえ、進めてまいります。

提出された意見に対する市の考え方及び茨木市市民会館跡地エリア第二期整備基本計画(案)への反映内容一覧

連番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
9	19	第3章 整備イメージの検討 1 土地利用・ゾーニング	公共交通機関よりも自転車でアクセスすることの多いこのエリアは、イベント利用も多く、人と自転車が交錯して危険なことから、専用の駐輪場を設置すべきである。	本エリアでは、通常時とイベント時で、必要な駐輪台数が大きく異なることが想定されることから、最大台数を想定した駐輪場を専用として整備するのではなく、25ページに記載のように、駐輪場以外として日常利用を可能としながら、イベント時には、駐輪スペースとしても使える空間整備を検討しています。
10	21	第3章 整備イメージの検討 1 土地利用・ゾーニング	敷地C・D間と新施設(敷地A・B)の動線についても、車で来た人やベビーカーで来た人のアクセスの良さと安全性(屋根の確保や段差の解消など)を確保してほしい。	22ページの「動線」の項目に、「特に、おにクルへの動線においては、子どもづれや雨天の際にも、スムーズに移動できる屋根付き通路等を検討します。」を追記します。
11	23	第3章 整備イメージの検討 2 導入機能	滞在系エリアにおいて、エリア内でのプラスチックごみ(ペットボトル等)の発生を抑制するため、給水機の設置を検討してほしい。	給水機の設置等、具体的な設備については、今後、仕様等の作成における検討となりますが、いただいたご意見は、その際の参考とさせていただきます。
12	26	第1章 事業概要等の整理 1 市民会館跡地エリア整備事業概要	十分な数のトイレを用意してほしい。	26ページに記載のとおり、敷地C・Dの使われ方等を踏まえ、トイレを2期整備において必要な機能として捉えています。なお、数については、仕様等の作成において検討する予定としております。
13	31	その他	福祉文化会館解体に伴う、水道部事務室移転、会議室、大ホール及び社会福祉協議会利用のスケジュールについて、丁寧に記載してほしい。	「おにクル」開館後に合同庁舎の改修工事を行い、水道部や社会福祉協議会の移転を順次行いますが、具体的なスケジュールについては今後検討する予定としております。
14	全般	その他	計画概要を、広報いばらきに搭載してほしい。	計画の内容についてわかりやすくまとめ、周知に努めます。
15	全般	その他	福祉文化会館から移行されてくるはずの、福祉の部門が抜けている。どのような検討会議の末に福祉を除外するようになったのか、説明を求めたい。	市民会館跡地エリア活用に伴う機能再配置については、「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」12ページにおいて、その方向性を定めています。福祉文化会館の機能については、ホール・貸室部分を新施設(おにクル)に、社会福祉協議会、更生保護サポートセンター、水道部庁舎を合同庁舎に移設することとしています。